

## 今月号のおもな内容

- ・ 緊急現地報告 台風23号…………… 1
- ・ 特集 福祉問題 パート1 (次号2)  
地域にねざした高齢者福祉………… 3  
支援費制度と障害者…………… 4  
福祉施設と指定管理者制度………… 5
- ・ 京都府政情報③「電子府庁化」………… 6
- ・ 広原盛明先生の美しきマンスリー………… 8
- ・ 研究最前線 リレートークNo.⑥………… 11



## 緊急現地報告

## 舞鶴に深い爪あとを残した台風23号

舞鶴市職員労働組合執行委員長 曾根 重明

大型で強い台風23号が10月20日大阪に再上陸し近畿地方を通過、近畿北部に大きな被害をもたらした。

舞鶴市においても、20日午後から激しい風雨に襲われ、(舞鶴海洋気象台によると20日の雨量277ミリ、最大瞬間風速

は、20日午後7時27分に51.3mといずれも74年の観測開始以来最高を記録)各所で土砂災害や河川の氾濫で、国道をはじめ多くの道路が寸断され、また、住宅の破損、床上、床下浸水など舞鶴市全域に甚大な被害をもたらした。

## 舞鶴市の被害状況 (11月8日現在=災害対策本部発表)

- 人的 死者 6人 救助者 103人 負傷者 163人
- 道路 (高速道路、国道、府道、市道) 全面通行止め=最大時26路線30ヵ所
- 家屋 床上浸水 860戸 (うち住家 722戸)  
床下浸水 1,418戸 (うち住家1,182戸)  
全壊 49戸 (うち住家8戸)  
半壊 42戸 (うち住家18戸)  
一部損壊 706戸 (うち住家528戸)
- 水道 上水道 23日午前6時完全復旧 =断水戸数 23,300戸  
簡易水道 24日午後7時久田美地区で完全復旧
- 電気 (停電 約4,500軒) 24日午後4時36分全戸送電復旧完了

- 山崩れ農地被害 1,322件（被害額 約25億6,810万円）
- 農林業関係 農地の冠水面積（推定）543ha 森林被害 71ヵ所  
（被害額 3億6,100万円）
  - 内訳 農作物被害 約1億7,400万円
  - 農業施設被害 約1億4,200万円
  - 農業機械の被害 約4,500万円
- 商工観光被害 9億5,280万円（推定）
- 漁業被害 約4億2,216万円（推定）
- 建設関係 市営住宅 約1,400万円
  - 公園関係 約2,800万円
  - 土木関係 約11億9,100万円

以上からも、この台風の猛威の状況をうかがうことができる。

とりわけ、舞鶴市加佐地域においては、土砂による家屋の倒壊、由良川の氾濫で、6名の死者を出し、多くの家屋が水没し、国道175号線が冠水、電気、電話も寸断され、ライフラインは長時間にわたりマヒ状態となりました。また、道路の破損により台風通過後も、谷あいにはいくつかの孤立集落が生まれるなど深い爪あとを残しました。

私は、23日、24日の両日家屋の被害調査に入りました。あちこちに放置された自動車、道路等に堆積した汚泥や漂流物、2階まで水没したと思える家屋、家の中から運び出された積まれた畳、家具、生活用品等、いつも見る景色は一変していました。そして、一生懸命後片付けをされている多くの人をまのあたりにして、声をかけるのもつらい思いがしました。

昭和28年の台風13号以来、51年ぶりの大災害となりましたが、28年の時も浸水の体験をされた年配のみなさんがおっ

しゃっていたのは、「由良川の水量は28年の時の方が多かったが、今回は特に夕刻から一気に増水し氾濫した。車や農業機械なども移動することが出来なかった。また、電気も電話も使えず状況がわからない暗闇のなかで、逃げることもおぼつかず大変怖かった」と話しておられました。

由良川の短時間の増水は、上流の綾部や福知山にも大量の雨が降ったこと、そして、最近の宅地造成や田畑の荒廃の影響が考えられるところです。しかし、観光バスや長距離トラック、乗用車などの水没は余りにも衝撃的で、早く通行止めにするなど何とかならなかったのかと思います。

京都府は、この5月から機構の改革で舞鶴から土木事務所がなくなり、中丹東土木事務所として綾部に移りました。台風の雨量などから由良川はどうなるのか、道路はどういった状況になるのか、舞鶴に管轄の職場（職員）がなくなったもとの、初期の対応に問題はなかったのか大いに疑問です。また、ファックスの動向がいわれていますが、ファックス任せでない体制が望ま

れます。

家庭にお年寄りを抱えて後片付けの作業をしておられた方が、「ライフライン寸断の状況で、ただちに行政の手が入ることは不可能です。とりわけ、過疎化で老人の多いこの地域では、町内の隣組ぐらいの単位で助け合う日常不断からの対策、備えをもっとしておかないといけない」と真剣に語っておられました。改めて住民自治の大切さを学ばせていただくと同時に、それに応える自治体の“安心して住むことの出来る地域づくり”をすすめることの重要性を痛

感しました。そして、みなさんが総じて言っておられたのは、「多くのボランティアのみなさんの活動にささえられ、励まされた」と感謝をのべておられました。自治労連の仲間をはじめ各地から協力いただいたみなさまに心からお礼申し上げます。

最後になりましたが、このたびの台風でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災されたみなさま方にお見舞い申し上げます。そして、一日も早い復旧と生活再建に向けて、自治体労働者として引き続き奮闘する決意です。

### 特集・福祉問題①

## 地域に根ざした高齢者福祉を

廣末 利弥 社会福祉法人七野会 理事長

老人福祉総合施設原谷こぶしの里 代表

原谷こぶしの里は今から18年前、「例え障害がうまれても機音の聞こえる所で豊かな老後を」と、西陣の地域を中心に多くの皆様のご支援とご協力で誕生しました。高齢化の波が押し寄せ、老人福祉はまだまだ乏しい時代。加えて老人保健法によって老人医療は有料化され、長期入院の是正が叫ばれ、行き場のない高齢者が増えつづける時代でした。

2千人を超える人々の支援協力で生まれた原谷こぶしの里は、18年を経た今日、特別養護老人ホームをはじめ、ケアハウス、老人保健施設を擁し、デイサービスやショートステイ、ホームヘルプ、配食、そして介護支援センターと居宅介護支援事業等を

もつ総合的で複合的な施設に発展して参りました。加えて、住民の身近なところでサービス提供を、と北、上京、中京区にはサテライトの事業所を開設しています。

今日の姿となっていた最も大きな力は、地域の皆様のご支援や叱咤激励があったことと、多様なニーズに応え「ニーズがあるところ必ずや実現する」ことを一貫して重視して歩んできた結果に他なりません。住民の暮らしは実に複雑多様です。そして、当然高齢者介護も、そのニーズは一人ひとり違い多様性をもっています。1日24時間、365日営々とつづく暮らしや介護をサポートすることこそ福祉事業の責務だと痛感し、それらを実現するために努

めてきた結果が今日の姿になったのです。

もう一つは、制度を創造することや絶えず変革、発展させる気概と取組みです。福祉という仕事や活動は人の尊厳を守るものです。従って、人に合わせた器＝ニーズが多様なら、制度も多様で人に合わせたものでなければなりません。それを実現するためには、かなりの努力が必要で当然、政治や社会の変革にまで及ぶこともあります。

たじろぐことなく利用者の権利擁護を貫くことの積み重ねこそ必要なのです。

老人福祉は、多くの部分が介護保険制度へ移行し、構造改革の波が押し寄せています。限りなく増え続ける利用者負担や公的責任の形骸化のもとで、真の公的介護保障を求めつつ、地域のみなさんに寄り添い、弛みない歩みをこれからも続けていきたいと思えます。

## 特集・福祉問題②

### 支援費制度と介護保険制度の統合

### 障害者にとっては大きな制度後退

京都障害児者の生活と権利を守る連絡会（京障連）

会 長 松本 美津男

今年に入って、厚生労働省は、予算不足を理由に、昨年始まったばかりの支援費制度を介護保険制度に統合させる方針を提案してきました。これに対し、障害者関係者からは、とまどいと怒りの声が巻き起こっています。

あまりにも拙速で、財源問題のみの提案であるため、社会保障審議会でも結論が出せない状態で推移しています。

支援費制度を利用する障害者は低所得者が圧倒的なため、多くの居宅介護利用者は利用料が無料です。介護保険制度は所得にかかわらず原則として1割負担になるので、支援費制度が介護保険制度に機械的に統合されるようなことになれば、全介助を必要とする障害者はまさに死活問題となります。

また、外出介護については障害者は社会参加のためにも利用できますが、介護保険制度では通院介護などに利用目的が限定されています。そして、完全失明でも、自立して生活している視覚障害者は、介護保険の基準では要介護認定がうけられない可能性があります。

改善すべき問題を持つ支援費制度ですが、これを現在の介護保険制度に統合することは、負担や制限が増える事はあっても、メリットは皆無に近いのです。

介護保険統合反対の声が多いことを考慮してか、厚生労働省は10月に入って突然「今後の障害保健福祉施策について－改革のグランドデザイン案」を提案してきました。身体知的、精神の一本化をめざす「障害福祉サービス法（仮称）」制定などと共に、

サービスの利用者負担方式を、応能負担から応益負担に変えようというのです。名前は変えずに中身を介護保険に近づけようとする意図がありありとうかがえます。障害福祉サービス法については検討の余地があるとしても、安易な利用制限と負担増を許すわけには行きません。

赤字だ、予算不足だと言われるとやむを得ないと考えてしまう障害者もいますが、予算の組み方の問題点や、無駄遣い等の是

正こそ先に手をつけるべきです。

高齢障害者はすでに介護保険制度を利用していますが、利用料が気になるため、必要なだけ施策を利用できていない人がいます。

私たちは支援費制度の介護保険制度への統合や改悪に反対するとともに、支援費制度だけでなく、介護保険制度の改善を求める運動にも積極的に参加していこうと考えています。

### 特集・福祉問題③

## 福祉施設と指定管理者制度を考える

京都自治労連 書記次長 森 幹夫

公の施設の指定管理者制度が始まって1年以上が経過した。京都府内では京都市を除くとまだ目立った動きはないが、既存施設は今後の2年の間に結論をださなければならず、近く動きが一気に加速することは必至である。

ホームページには全国の自治体での指定管理者公募の一覧表情報が掲載され、民間企業の参入をあおっているが、福祉施設も老人施設、障害者施設、保育所、学童保育などあらゆる施設が公募されている。指定管理制度はかなり問題のある制度だが、福祉施設では将来的に大きな問題を特にはらんでいるのではないかとおもわれる。それは、この制度が運営費の安上がりを前提とし、3年～5年という短期の指定期間で公募を繰り返し、競争をあおるシステムになっていることである。

もともと、福祉にたずさわることを志した人たちはこの仕事に夢を持ち、社会的弱者の世話等に携わり、この仕事をずっと続けることを願っている人が圧倒的に多い。また、これまでは、こういった人たちの熱意に支えられてきた部分もかなり多いと考えられる。

しかし、指定管理者制度では、自治体がこのような福祉に携わる熱意ある人々（事業主も労働者も）に対して、将来にわたって仕事が続けられることを保障しないとやっているのと同じである。

京都自治労連と福保労でこの間、京都市の公設民営保育所の訪問活動、懇談をおこなってきた。（いま、京都市は公設民営保育所に譲渡に応じるか指定管理者制度にするかを各保育所に迫っている。）そこで、聞かれた声は、指定管理で、5年くらいし

か指定されないのであれば、「地域に責任を持った保育はできない」「職員の雇用にも責任はもてない」「そんな不安を考えれば買い取ることになるだろう。」というものである。

また、「保育にこんな制度を持ち込んでいいのか」「民間企業の参入できる制度は許せない」という声も多い。

要するに指定管理者制度になれば、これまで民営でまじめに福祉のことを考えてきた事業主や労働者も嫌気がさし、この仕事から離れていくことにもなりかねない。逆に言えば、地域の保育所として責任はもたない、雇用に責任をもたない、という一種のモラルハザードを起こしているような事

業主や企業でなければやっていけないということである。これらは全ての施設にいえることだが、特に福祉施設で、こうしたことが繰り返えされれば、福祉の水準低下を招くのは必至である。

こういったことを行政が仕掛けるというのは大問題である。京都市ではまだ、社会福祉法人に限定するなどの制限を設けているが全国の動きを見れば、すでに民間企業の参入が決定している自治体もあり、こうした方向はますます強まるものといわなければならない。指定管理者制度は一種の強制適用的なものがあるが、水準を守るためにも弊害を起こす様な運用をさせてはならない。

### 京都府政情報③

## 本格化する「電子府庁化」、地方自治の空洞化がおきないか

内野 憲（京都府職労副委員長）

京都府は04年10月、電子府庁推進プロジェクトを明らかにしました。3つの情報共有（府民、市町村、庁内の情報共有）の実現を図り、スピーディーかつ効果的に府民の課題に対応できる府政運営への改革を目指すとされ、府民との情報共有では行政手続きのオンライン化やコールセンター、市町村との情報共有化では市町村共同利用型システムの整備、庁内の情報共有では文書管理システムや情報共有システム、統計データウェアハウス、庶務手続きのオンライン化処理などがうたわれています。06年度を中心として、できるところから

導入して完成をめざすとされています。

今、各自治体でIT化が急速にすすめられています。背景には、00年11月に成立したIT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）と01年1月に打ち出された「E-ジャパン戦略（05年に世界最先端のIT国家）」があります。総務省は「地方公共団体オンライン化共通基盤整備計画」（13年～15年）を立て地方自治体にその具  
体化を指導してきました。02年8月には各市町村と都道府県、都道府県と国がネットワーク（LGWAN：総合行政ネットワ

ーク)で接続されました。03年8月に強行された「住民基本台帳ネットワーク」もその一環です。総務省のねらいは、霞ヶ関ネットワーク(WAN)にLGWANを接続することによって、全国的なネットワークを作り、個人情報の国家管理と個人情報の商品化にあります。

住民参加と住民自治に基づく、真に住民に役立つ府政のIT化は大事な課題です。それだけに、今回の電子府庁推進プロジェ

クトが、「政府のしめす標準仕様システム」に基づくLGWAN経由での業務になってしまい府政の独自性発揮が困難にならないか、データセンターやコールセンターなど府政業務の市場化が起きないか、現地・現場に出かけるのではなくディスプレイを通してのみ住民・地域をみてしまう府政運営にならないか、過度な財政負担にならないかなど、地方自治の空洞化が起きないように点検、チェックが必要になっています。

### 経済研究会情報③

## 京都の経済を考える—商業振興と大型店進出

京都経済研究会事務局 大貝 健二(京都大学大学院)

10月12日の京都経済研究会では、今川貞夫氏から京都市の商業ビジョン(商業ビジョン)について、また、原田完氏より、京都府の商業と大型店出店問題に関する報告が行われました。

今川氏は、京都市の卸売業及び小売業の開業率・閉業率が逆転していることを、統計データをもとに明らかにしつつ、商業ビジョンの目指すものが何であるかということについて報告しました。具体的には、京都市の商業ビジョンは、「京都という都市にふさわしい、京都市民・観光客などに貢献する商業」を目指しているものであり、①市民、観光客、商業者のためのビジョンであり、②行政の役割・事業計画の方向付けを行うことをねらいとしています。その上で、i 団体支援に加え個店支援、ii 地域、都心それぞれの振興、iii ネットワーク化と、

リーダー、コーディネーターの育成、iv 現店舗の活性化、v 商業者・市民による提案を進めることなど、従来の振興計画から5つの方向転換をおこない、地域商業ビジョンの策定、都心繁華街の活性化など、11の重点戦略の推進を役割として謳っているということでした。また平成16年度の商業振興予算についての説明も行われました。

次に、原田氏からは、京都府内への大型店の出店計画及び出店状況に関して、京都府内の最近の出店計画として把握できているものだけでも、延べ床面積では現在のスーパーや百貨店を含めた全売り場面積の9.8%にものぼり、また、それらの大型店は、キリンビール工場跡地をはじめとして、京都市周辺及び郡部への出店計画がさかんになっていることが、とりわけ木津町のジ

ヤスコと精華町のユニーの出店予定地が、わずか 2.5km しか離れていないことなど具体的な例を挙げながら報告がなされました。

そして、これら大型店のいわば対極にある地域密着の近隣型商店街の生き残りをはかるには、「まちづくり」との結合や、「地域の暮らしと丸ごと関わった商店街活動」が必要不可欠になるとして、そのためにはどのような方向性をもつのが課題であるとい指摘もありました。

また、京都市の商業ビジョンで、商業振興の担い手、まちづくりの組織を機能させる主体として、商店街等に属さない個店のネットワークや、NPO などへの支援が打ち出されていることに関して、伝統と継続性を保つためにも、古いものと新しいものを融合させる中に次の方向性を探るべきではないかという意見も出されました。

両氏の報告を踏まえた後の議論において、主な論点になったのは、以下のとおりです。

商業ビジョンに関して、京都市内の大型店対策はどうするのか、また大型店が既に進出している地域のまちづくりをどうするのかということに関してあまり触れられて

いないのではないか、予算編成の内容に関しても問題があるのではないかという意見が出されました。特に後者については、商店街支援事業に充てられている予算で、防犯カメラ設置に 1750 万円充てられていることに関して、万引き防止や、犯罪件数の増加の対策として、防犯カメラを設置することは、商業振興の面から考えても後ろ向きの政策であり、解決手段として間違っているのではないかという意見や、商店街を「住む」空間と「商業」空間の一体となったものとして捉え、全体としてどのような商店街を目指すのかということを考える必要があるという意見が出されました。

また京都府内への大型店の進出に関しては、先ほど例に挙げた精華町、木津町への出店について、京都府南部や奈良市を商圏としての戦略であり、その地域にあった従来の商店街は壊滅してしまうのではないかという意見や、この商圏は車での移動を念頭に置いたものであり、高齢者の生活範囲を考えていないのではないか、さらに、個々の地域に住む人の衣食住を支える政策を考えなければならないのではないかという意見も出されました。

### 美しきマンスリー（第7回）

## 景観法の成立は日本都市計画の歴史的転換点だ

広原 盛明（前京都府立大学学長）

9月21日から隔週刻みで開催してきたNPO法人西山文庫の「すまい・まちづく

りフォーラム関西21」が10月19日で終わった。私自身がコーディネーターだっ

たので手前味噌で恐縮だが、講師の陣容と  
いい講義の中身といい出色の出来ばえだっ  
た。これは聴講者アンケートの自由意見欄  
にもよくあらわれている。

統一テーマは「木の文化で都市の再生は  
可能か」というもの。第1回の「都市の歴  
史保全とアメニティの再生」は、文化庁伝  
統建築物課長の荻谷勇雅氏と建築家の藤本  
昌也氏。第2回の「木造市街地の防災安全  
性」は、神戸大学都市安全研究センター助  
教授の北後明彦氏と同工学部教授の塩崎賢  
明氏。第3回の「木の文化のデザイン可能  
性と都市景観」は、倉敷民家再生工房の楢  
村徹氏と東大都市工学科教授の西村幸夫氏  
だった。詳しい内容はいずれ西山文庫のニ  
ュースレターに書く予定なので、ここでは  
第3回目の西村教授の話に限定して感想を  
述べよう。

自らも景観法の成立に深くかかわった西  
村教授の講義内容は、法律成立に至るまで  
の舞台裏の事情説明も含めて参加者の目  
を見張らせるものだった。一口でいえば、  
それは「景観法の成立は、近代（戦後）都  
市計画の歴史的転換点を象徴するもの」と  
いうことだ。周知の如く、建築は地域や都  
市の歴史的、社会的文脈を深く受け継ぐ存  
在であるにもかかわらず、戦前の市街地建  
築物法や戦後の建築基準法においては（も）

「建築物の敷地・構造・設備及び用途に  
関する最低の基準」を定めたものにすぎな  
かった。要するに、構造物としての最低の  
安全性さえ確保されていれば、全国どこ  
でも同じような建物を建てていいわけ  
である。京都でいえば、例えそれが世界  
遺産の周辺であろうと歴史的町並みの  
近傍であろう

と、建築基準法にさえクリアーしてい  
れば収益型高層マンションの建設が  
可能になるのである。

地域や都市の歴史性や場所性をなん  
ら考慮することなく自由に建物が建  
てられるなど、これほど乱暴で野蛮な  
法律はない。「土建屋的体質」丸出し  
の法律ではないか。日本が「エコノミ  
ックアニマル」と世界中から軽蔑され  
ていた頃の体質がそのまま継承され  
ていて、それがいまだに「建築基準法  
」として堂々と機能しているわけだ。  
これでは全国各地の由緒ある歴史的  
市街地や都市環境が破壊されていく  
ことなど防ぎようがない。

周知の如くヨーロッパの美しい町並  
みが保全されているのは、「建築不自  
由の原則」を旨とする厳重な建築規  
制が機能しているからだ。バカの一  
つ覚えのように「規制緩和」と「構  
造改革」しか云わないどこかの政  
府とは違って、ヨーロッパ各国は  
「持続的発展」（サステイナブル・  
デヴェロップメント）のコンセプト  
を都市計画法や建築規制に厳密に  
適用している。「建築する」とい  
うことは、本来不自由なこと、「建  
築が許されるのは、その地域や場所  
の自然環境と歴史環境に馴染む場  
合に限る」という「建築不自由の  
原則」を堅持しているのである。  
仮設小屋のような安っぽい建築物  
のスクラップ・アンド・ビルドを  
繰り返している日本と違って（安  
物建築のオンパレードである最近  
のロードサイドショップ光景を見  
よ！）、息の長い高品質のすまい・  
まちづくりをじっくりと進めている  
のである。

さすがに国土交通省の中にもこのよ  
うな

現状を憂慮する役人がいて、昨年「美しい国づくり政策大綱」という政策文書が発表された。その中には役人の作文としては珍しい「襟を正す」との自己批判文が盛り込まれ、景観法をつくるとの決意が示された。このような経緯を受けて今年成立した景観法の最大の特徴は、「景観地区」を都市計画決定すれば、建築基準法とは別に「建築物の形態、意匠、高さ」などを市町村長が「認定」できる点にある。建築基準法を担保する建築確認申請が民営化され、地方自治体の手の及ばないところでどんどん確認申請が受理されていく状況のもとで、市町村長自らが建築物の認定権限を掌握することの意味は大きい。景観地区に相応しい建物として市町村長が認定しなければ、たとえ国の法律である建築基準法をクリアしていても建築行為は認められなくなるからだ。また景観地区に指定された建物や敷地などの中で「景観重要建造物」に指定された場合は相続税が減じられる、という国税庁通達の存在も大きい。今回の通達では、重要文化財に指定されている場合の相続税は7割減、登録文化財や歴史的伝統建造物群に指定されている場合は3割減となった。「景観重要建造物」の場合も同様に相続税が減じられることになっており、その率は4割から5割前後になるのではないかと、とのことだった。

それからもう一つ、このことと関連して面白い話が西村教授から披露された。それは全国の都市計画道路を所管している国土交通省の街路課では、最近、すでに都市計画決定した道路計画の「見直し」（役人は絶対に廃止とはいわない）が相次いでいる

のだそうである。「都市計画決定に変更はない」というのが、これまでの国家都市計画官僚の言辞であり面子だった。都市計画決定権限を独占し、決定権限が都道府県などの自治事務として分権された後でも、道路補助金の操作によって事実上権限を維持している都市計画官僚にとって、いったん決定した都市計画決定を取り消すことなどこれまでは「論外」の出来事だったのである。

ところがここ数年、新しく都市計画決定した道路計画はほとんどなく、逆にかつての都市計画計画道路を見直す（廃止する）動きが主流になってきたというのである。これは、これまでの事業を知る者にとっては驚くべき現象だという他はない。人口減少時代にこれ以上の幹線道路をもはやつくる必要がなくなってきたという時代の趨勢もあろう。歴史的市街地を切り刻むような都市計画道路計画がもはや許されなくなってきたという地域の事情もあろう。しかしいずれにしても、戦後の都市計画を全面的に見直し、21世紀に相応しい美しいすまい・まちづくりを進めていく時代が訪れてきたことは確かなのである。

だが一方で、時代の流れに逆行する動きもある。つい先日の国立マンション住民訴訟に対する東京高裁判決がそれだ。判決文そのものをまだ読んでいないので詳しいことはいえないが、地裁判決の画期的内容である住民の「景観利益」を認めず、しかも景観規制は行政権限だとするなど、まるで前世紀の遺物のような判決だ。こんな判決文を書く時代錯誤の裁判官がいるなんて信じられない。しかし、全国各地で起こって

いる怒涛のような景観破壊のマンション建設反対運動はもう止められるものではない。最高裁への上告も含めて、これから一層の理論構築と運動強化が必要だ。

最後に余談をもう一つ。西村教授は世界遺産の指定にかかわる「国際遺跡記念物会議」(ICOMOS)の副会長でもある。フォーラム後の懇親会の席で宇治平等院近

傍の高層マンション建設問題のことを話したら、「ユネスコの担当事務局に英語で直接にメールで訴えるのが効果的だ」とのことだった。宇治市の世界遺産を守る会をはじめ、できるだけ沢山の府民・市民がこのメール合戦に参加してほしい。世界遺産をめぐる争いは「世界規模」で闘う以外に方法がないからである。

研究最前線 学者・研究者リレートーク NO⑥

美山町のMさんのこと

庄司 俊作(同志社大学教授・京都自治体問題研究所理事)

京都府美山町のMさん(以下「氏」という)のことを少し書いてみたい。氏は町の生まれではない。大学の農学部で学んだ後美山町に移り住み、奥さんと2人で酪農と稲作に従事してきた。町には新住民が多いが、彼らの中で農業に従事する人は必ずしも多くない。そうした中、町の数少ない専業農家である氏は目を引く存在である。

新住民の農家としてみた時、氏にはもう1つ特徴がある。町内には新住民の専業農家は他にも何人かいる。彼らは共通して大学出で、いわば町のインテリであるが、どこか孤高の士の趣を漂わせている。氏はやや違う。美山町に移り住んだ時から町の農業後継者のグループ「おもしろ農民クラブ」を立ち上げるなど地域に溶け込もうとする強い姿勢があった。現在40代になったが、その姿勢は一貫し、年令に応じた責任の拡大を自覚してか社会活動はいっそう活発になっている。

知井小学校の前PTA会長であり、今は美山町に5つある旧村(明治の行政村)単位に置かれた知井振興会の企画総務部副部長を務める。町は目下園部・八木・日吉との合併に向け話し合いの最中であり、激しく揺れている。住民グループ「美山住民投票ネット」の結成、町の将来は「住民みんなの意思で決めるべきだ」として住民投票の実施を目指し、全有権者の3分の2の署名を集め条例制定の本請求をした。これに対し、先月26日、美山町の臨時議会は住民投票条例案を賛成少数で否決した。氏は住民グループの中心の1人として走り回る。

合併に対する住民の関心の高さは、長い歴史をもつ村おこしの取り組みと切り離して理解することはできない。氏が住む知井地区は町の中でも村おこしがとりわけ活発であり、それに対応して署名に応じる人が多く、それは住民の8割を超えた。氏は知

井地区にあっては同時に地区住民グループの事務局長を務め、署名集めの活動を取り仕切った。

知井地区での署名集めに関する氏の話は興味深い。

知井地区では地域振興会を母体として地区の合併問題検討委員会がもたれ、独自に合併について学習会を行ったり、住民にアンケート調査を実施したりした。氏は同委員会の事務局長を務めた。これに先立ち、町の青年団が合併問題について学習調査を行ない、その成果を報告書にまとめているが、これがなかなか濃い内容のものに仕上がった。氏は青年団を抜けてかなり時間が経つはずだが、OBとしてこれに加わり、実質的なリーダーとして少数の団員を助け報告書の取りまとめに尽力した。地域振興会を基盤とした、こうした取り組みの継承発展が署名集めでは大きな力となった。この点でも地域振興会は住民自治の発展につながったといえる。以上が、氏が強調した1点。

もう1点、旧村である地区を嚙ませた署名集めが威力を発揮したという。署名集め

に「地区が嚙む」という意味はこうだ。町全体の住民グループが選任した受任者に加え、氏ら知井地区のリーダーが独自の基準で受任者を選任、後者を受任者の集落リーダーとした。集落リーダーの中から各集落1名ずつ集落リーダー責任者を選び、氏らは集落リーダー責任者と打ち合わせ会議をもつ一方、署名集めの活動は集落に任せた。集落リーダーは集落で地域の役をするなど「信望がある」、「動ける」等を基準に選んだ。こういう点は地区の人間でないとよく分からない、町全体を見ているだけでは識別がつかないと氏は力説する。これにより署名集めへの狭量な偏見が避けられ、党派性を脱却し署名が広がった。ちなみに、集落リーダーはほとんどが50代まで、そして女性が6割を占めたことが注目される。

合併をめぐる町の動きは新たなステージに入った。けた外れの行動力といい、住民運動のリーダーの資質を備える氏は今後どう行動するのか。氏を1つの窓口として美山町がどこに向かうのか調べてみたい。

## ご協力のおねがい 訪ね本 「住民と自治」誌バックナンバー

「住民と自治」誌は1963年6月に創刊され、月刊誌として500号を迎えます。京都自治体研究所も創刊号から500号まで事務所で完備しようと試みましたが、つぎのところが欠落していることが判明しました。会員のみなさんのお手元に以下の号をお持ちでしたら、ぜひ京都自治体問題研究所に提供くださいませんか。

1963年6月号(創刊号)から12月号

1965年10月号

1966年11月号、12号

1968年11月号

1970年12月号

1975年6月号、8月号、12月号

1976年1月号、4月号、5月号

1977年10月号

1980年10月号

1982年3月号

1984年3月号、4月号

計23冊